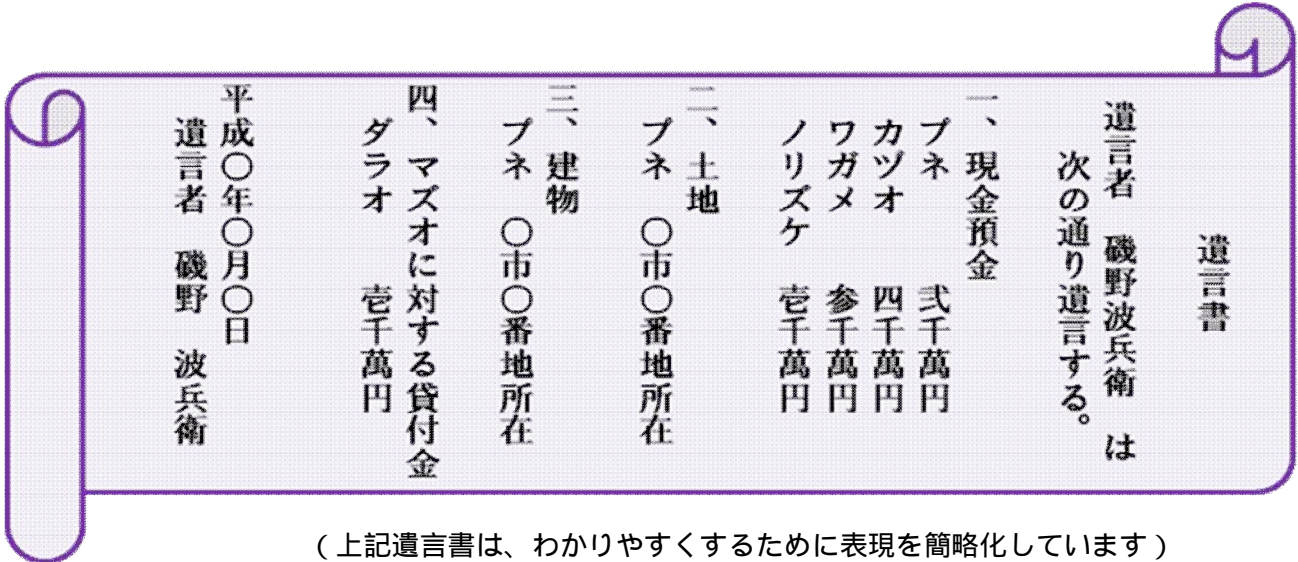
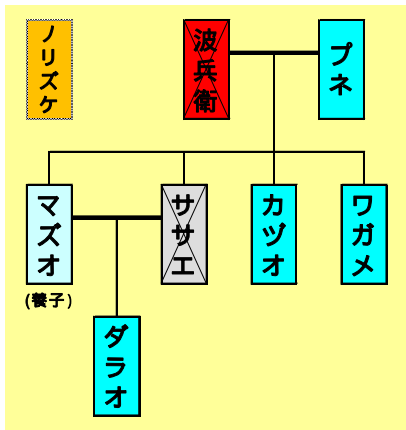


ササエさん一家 リターンズ

全国約 300 人のカフェ資産税ファンのマニアックな皆さん、お待たせしました。あのササエさん一家が具体的な財産をひっさげて、まさかの再登場です。今回から数回に渡って実際に金額を追いつつ、相続税の計算過程をみていきましょう。電卓の用意はよろしいですか？



(上記遺言書は、わかりやすくするために表現を簡略化しています)



【図1】

【図1】波兵衛が亡くなりました。

相続人関係図は左の通りです。

ササエは主人公なのにすでに亡くなっており、マズオが婿養子となっています。上記のとおり、遺言書が発見されました。

財産は上記のみで、土地・家屋の評価額はそれぞれ 9,000 万円と 4,000 万円です(土地については、小規模宅地等減額の規定を考慮した金額とします)。波兵衛の甥っ子ノリスケは、相続人ではないのに財産をもらえると聞いて(これを遺贈といいます) 毎日のように線香をあげにやってきました。

このほか、波兵衛が保険料を負担していて、ブネを受取人とする生命保険金が 2,000 万円、マズオを受取人とする生命保険金が 1,000 万円ありました。

お葬式費用は 400 万円かかり、駅前の焼鳥屋のツケ(未払飲食代)が 100 万円あることもわかりました。

なお波兵衛は、亡くなるちょうど 2 年前にアメリカ留学費用としてカツオに 150 万円を、亡くなった年分には整形費用としてワガメに 250 万円を贈与していました(いずれも贈与契約あり)。

また、マズオは適正に相続を放棄しました。

・・・既に面倒くさくなっていませんか？ 頑張ってくださいね。

まず、相続人の判定から行います。

ササエが亡くなっているため、孫ダラオが代襲相続人になります。

また、マズオは養子縁組により子供になりますが、相続を放棄しているため相続人にはなりません。

相続人は、ブネ・カツオ・ワガメ・ダラオの 4 人です。

次に法定相続人ですが、同様にダラオがササエの法定相続分を引き継ぐこととなります。したがって法定相続人は全部で 5 人となり、法定相続分はそれぞれ

ブネ $1/2$

カツオ・ワガメ・マズオ・ダラオ $1/2 \times 1/4 = 1/8$ となります。

マ『お義父さん、どうしてボクに対する貸付金をダラちゃんに・・・』 ダ『パパ、利息はトイチです～』

マ『おいしい、ダラちゃん、どこでそんな言葉を・・・』 ダ『カツオ兄ちゃんです～』